

2023年5月29日

株式会社オン・ザ・ライン
代表取締役 根津 裕 様

株式会社ボードウォーク
代表取締役 西 茂弘 様

マーヴェリック・ディー・シー株式会社
代表取締役 大石 正弘 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室

TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問合せ

当団体は、団体訴権を行使することを重要な活動内容とする消費者団体です。2007年8月23日には、適格消費者団体（消費者契約法第13条）として認定され、さらに2017年6月21日に特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第65条第1項）に認定されました。（組織概要についてはホームページをご参照ください。）

さて、当団体は、特定適格消費者団体として、貴社が令和4年5月21日及び同月22日に東京ドームで実施した「L' Arc~en~Ciel 30th L' Anniversary Live」と称するコンサート（以下「本件役務」といいます。）について、消費者庁2023年2月16日公表の措置命令¹（以下「本件措置命令」といいます。）及び本件措置命令を受け入れた貴社の対応を踏まえ、以下のとおりお問合せをします。2023年6月30日までに書面にてご回答いただ

¹ https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_230216_01.pdf

きますようお願いいたします。なお、本件につきましては、本「お問合せ」の内容及び貴社のご回答の有無等について、適宜公表いたします。

記

本件措置命令対象期間（令和4年1月1日から同年5月18日）に以下の表示媒体で販売されたチケットにより提供された本件役務（以下「本件対象役務」といいます。）に関し、以下の質問にお答え下さい。

（表示媒体）

- a 「30th L' Anniversary Live 2022 MAY 21 22 -TOKYO DOME- L' Arc~en~Ciel」と称するウェブサイト
- b 「ticket board」と称するウェブサイト

【質問事項】

1. 当初予定していた1階アリーナ席（W会員シート除く）、1階スタンド席、バルコニー、2階スタンド席のそれぞれの座席数及び各指定席（SS、S、A）の内訳
2. 座席レイアウト変更後の1階アリーナ席（W会員シート除く）、1階スタンド席、バルコニー、2階スタンド席のそれぞれの座席数及び各指定席（SS、S、A）の内訳
3. 座席レイアウト変更の理由
4. 本件対象役務の各指定席（SS、S、A）のチケット販売数及び購入者数
5. SS席を購入した消費者のうち、1階スタンド席で本件役務の提供を受けた数
6. S席を購入した消費者のうち、バルコニー及び2階スタンド席で本件役務の提供を受けた数
7. 上記4～6の消費者に対し、返金する意思の有無

8. 返金意思がある場合

(1) 返金方法

- ① 対象者（特定方法、上記4～6に限定等）
- ② 返金の範囲（チケット代金の差額又は部分返金の場合はその割合）
- ③ その他返金に必要な手続きなど

(2) 「(1)」について、公表の有無、公表する場合の内容及び公表手段

(3) 「(1)」について、対象となる消費者に対し、個別通知の実施の予定の有無及び内容

9. 返金意思のない場合、その理由

10. 上記4～6の消費者に対し、貴社が返金措置を実施しない場合、貴社は違法な表示により不当な利益を得たとの評価もあり得るところです。これらの利益について保持しないための措置（例えば、返金対象となる消費者への金銭以外の還元や、第三者への寄付等を行う。）の予定の有無についてお答えください。

11. 本件措置命令では、消費者庁より「前記(2)アの表示は、～中略～本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。」との指示が出ています。これを踏まえて貴社の本年3月11日付公示でも、再発防止に向けて取り組むこと及び信頼回復に努めていく旨を述べておられますが、上記に関し実施した措置があればその具体的内容についてお答えください。

以上